

平成27年度

第1回我孫子市健康づくり推進協議会

平成27年9月30日（水）

我孫子市保健センター3階会議室

日時 平成27年9月30日(水)
午後7時から8時30分まで

会場 我孫子市保健センター3階会議室

出席者 ・成廣朗委員・土井紀弘委員・宮本典子委員・錦織仁委員
(委員) ・江畑幸彦委員・和久井綾子委員・吉田留美子委員・山宮文昭委員
・堀北敬治委員・永嶋久美子委員・内田裕美委員

欠席 ・尾上匡史委員・木川恵美子委員・牧則子委員・山口久枝委員

事務局(市)健康づくり支援課
・飯田秀勝課長・谷次義雄課長補佐・川崎弘子課長補佐
・山澤賢司主査長・川崎千栄主査長・長島公子主査長
・清水豪人主査・千歳真里主任

議題

- (1) 会長・副会長選出
 - (2) 心も身体も健康プラン、歯と口腔の健康づくり基本計画、食育推進行動計画の進捗状況について(平成26年度報告)
 - (3) 平成26年度事業報告及び平成27年度新規事業等について
 - (4) 第2次心も身体も健康プラン 検討事業について
- その他 特定疾病療養者見舞金支給事業について

会議の公開・非公開の別：公開

傍聴者：なし

会議内容

事務局から、本日配布資料の確認、我孫子市健康づくり推進協議会条例(昭和56年3月30日条例第12号)第5条により委員の出席が過半数を越えていることから本協議会の開催が成立していることを報告し、公開での会議開催、HP等で公開のため会議を録音することの承認を得た。会議開催にあたり、健康づくり支援課飯田課長より、以下の主旨の挨拶があった。

今年4月からスタートした第2次心も身体も健康プランの最終年度は10年計画で平成36年度末までです。

急速な少子高齢化の進展によって超高齢社会に突入しております。在宅医療などのニーズの拡大とともに一人一人の市民の健康寿命を延伸させて、健康格差の縮小をはかっていくことが大変重要であると考えています。今後、本計画に基づいて市民の皆さん一人一人の健康づくりを進めて健康寿命の延伸を実現させていくことを考えています。

委員を継続されている方はご存じの事と思いますが、健康づくり推進協議会は我孫子市の健康づくり推進協議会条例に基づいて設置されている市長の諮問機関になります。総合的な保健計画の策定や健康診査および健康相談、保健栄養指導、保健衛生組織の育成や健康づくりに関する知識の啓発や普及、組織的には保健センターの運営まで幅広く市民の健康づくりのための方策を連携的に推進するための調査や協議をいただく場となっております。これをふまえて本協議会においては健康増進計画、今回の健康増進計画の基本理念、自ら取り組む、みんなで続ける健康づくりをめざして、様々な議論が交わされて、今後の施策や事業に結び付けていきたいと考えております。

本日の議題の計画の進捗状況は、平成26年度時点での第1次計画の進捗状況になります。また、今後の新規事業の展開等についても意見をいただきたいと思っておりますので、本日はよろしくご審議のほどお願いします。

任期満了に伴う委員の改選後初の協議会であるため、委員の紹介があった。また遅れる委員、欠席委員の報告、事務局職員の紹介があった。

(1) 会長及び副会長の選出

我孫子市健康づくり推進協議会条例第4条により、委員の互選により選出し、会長は我孫子市医師会会長である成廣朗委員、副会長は我孫子市歯科医師会会長である宮本典子委員が選出された。

成廣会長の挨拶主旨

この健康づくり推進協議会は本当に幅が広く、小児から周産期、歯科、学校保健、そして食育と成人の病気等、様々な事を網羅していく中でどのようにして、みんなの健康を守って、寿命を高めていくか、成人では今の格差社会、それと同じで非常に健康に熱心な人もいれば、全く無関心な人もいて、無関心の人をどうしていくかということが、これからの課題と思っております。

これからますます貧困者が増えると、健康面も心配と考えております。今年度も様々な討議をしていきたいと思っておりますので、みなさんよろしくをお願いします。

以後、成廣会長により次第に沿って、議事が進行された。

(2) 心も身体も健康プラン、歯と口腔の健康づくり基本計画、食育推進行動計画の進捗状況について（平成26年度報告）

事務局より、資料1「心も身体も健康プラン、歯と口腔の健康づくり基本計画目標進捗推移」および、資料2「食育推進行動計画目標進捗推移」に基づき説明した。

【主な内容】

第1次計画の評価は、平成25年度に実施した市民アンケートを基に計画策定時に報告いたしました。平成26年度の実績については、第1次評価とおおむね同様となっており、第2次心も身体も健康プランの策定に影響を与える指標はありませんが、各事業をもとに算出した平成26年度の実績について、主要な部分を報告いたします。

心も身体も健康プランと歯と口腔の健康づくり基本計画の進捗状況について報告します。なお、歯と口腔の健康づくり基本計画の指標については、心も身体も健康プランの指標とほぼ同一のため、基本方針7「つくろう！強い歯と健康な歯ぐきで元気なからだ（歯の健康）」の報告と併せて報告します。

まず、心も身体も健康プランについて報告します。

資料1をご覧ください。進捗表については、右の部分に記号がある指標が、◎は目標値を達成しているもの、○は目標値を達成していないものの、中間評価から5%以上改善されているもの、×については、目標値を達成しておらず、中間評価からも数値が5%以上低下しているもの、→については中間評価からの数値がほぼ横ばいのものになります。

1ページ目、基本方針1「高めよう！健康づくりの意識（健康観）」の中では目標値を達成できているものがない状態です。目標指標中段の、「子どもの健康に気を付けている割合」は高い状態を維持していますが、自らの健康に気を付けるようにしている割合は改善が見られないため、今後の取り組み強化が必要と考えます。

次に2ページ目、基本方針2「バランスよく食べて適正体重を維持しよう（栄養・食生活）」では、事業でのアンケートがもとになっているので対象者に偏りがあるかと考えられますが、目標値を達成しているものが多くなっています。目標指標10の「塩分を控えめにする」割合が悪化しています。

4ページ目の基本方針3「意識的にもっと身体を動かそう（身体活動・運動）」の中では、目標指標中段、「健康のために意識的にからだを動かしている人の割合」が減少しています。また他の指標も目標値と比べて低い傾向にあります。

基本方針4「ストレスをためずにいきいき生活（休養・心の健康）」ですが、5ページ目中段の目標指標の「ストレスを解消できる人の割合」、6ページ目中段の「十分に睡眠がとれていない人の減少」が改善されています。

7ページ目にある基本方針5「節煙そして禁煙へ（たばこ）」の中では、目標指標の「喫煙者の減少」「妊婦や子どもの前で禁煙、分煙をしている家庭」の割合が目標値を達成しています。この点については、喫煙についてのPRが世間でも日常的になっていること、また、各事業での啓発効果が表れていると考えられます。

8ページ目の基本方針6「心がけよう！適正飲酒（アルコール）」についてですが、目標指標の「多量飲酒者の割合」が改善されています。「妊娠中に飲酒している妊婦」の割合が改善されていますが、事業等での啓発効果が表れていると考えられます。

10ページ目の基本方針7「つくろう！強い歯と健康な歯ぐきで元気なからだ（歯の健康）」については、目標指標中段にある「80歳代の1人平均の自分の歯の数」「60歳で24本以上の自分の歯を持つ人の割合」、11ページ目の目標指標12「歯科疾患と早産・低体重児出産に悪影響があると思う割合」、13ページ目目標指標18「1歳6か月児におけるむし歯がある割合」、19の「2歳8か月児におけるむし歯がある割合」の指標が目標値を達成しています。対して、数値が悪くなっている部分は10ページ目に戻りまして、「40～50歳の進行した歯周炎にかかっている人の割合」です。母数となっている事業が8020歯科健康診査となっているため、比較的意識が高い方が対象となっている中、この指標が悪化していることは大きな課題と考えます。そのため、第2次計画においても、「目指そう！6024！」を優先課題とし、すべてのライフステージにおけるむし歯予防対策及び歯周病対策等を推進していきます。

最後に、基本方針8「生活習慣を改善して健康づくり（健康チェック）」についてです。14ページの「1歳半までに受けることが望ましい予防接種を受けた人の割合」については、必要項目に「ポリオ2回」と書いてあるのですが、平成24年9月から生ワクチンから不活化ワクチンに切り替わり、それまで2回接種だったものが4回接種に変わったことと、三種混合とポリオが混合され、接種の形態が変わってきているという状況があるため、接種率が低くなっています。健診等で接種勧奨をしています。

15ページの各種がん検診では、概ね受診率が上がっていますが、「結核肺がん検診」「胃がん検診」を受診した割合が低下しています。子宮頸がん検診の受診率は増加していますが、県の目標値には達していないため今後も受診率を向上するための取り組みが必要と考えます。

16ページの「健診後に事後指導を受ける必要のある人のうち、実際に受けた人の割合」が全ての事業において目標値を達成しています。事業での指導や他機関との連携の成果が表れていると考えます。

以上で心も身体も健康プランについての報告を終わります。

続いて、食育推進行動計画の進捗状況について、抜粋してご報告します。資料2をご覧ください。

食育推進行動計画では、「健康づくり」、「食文化」、「地産地消・農業体験」、「食品表示」の4つの基本方針ごとに食育目標値を定め、現況値を抽出しています。「健康づくり」の項目では、健康プランと重複している項目が多く、学校歯科や学校での食育の項目では、教育委員会学校教育課でデータを抽出しています。「食文化」、「地産地消・農業体験」、「食品表示」の項目では、農政課や手賀沼課、商業観光課の事業でも現況値を抽出しています。

基本方針1「健康な歯や口の機能を保ち、楽しくバランスの良い食事でも心も身体も健康に」についてですが、1-1「食べて飲み込むまでのお口の機能を維持するための知識や習慣を身に付けます」、1-2「定期的に健（検）診や相談を行い、生涯を通して歯や口の健康を維持します」においては心も身体も健康プランの歯科分野と同様の指標となっているため、7ページの1-3「健康な身体づくりのため、適正体重を維持し、よくかんで食べ、生活習慣病を防ぎます」から報告いたします。1-3では、9ページ13の「やせすぎず、太り過ぎないようにしている小学校高学年・中学生」、15の「小学生1年生の肥満児」、16の「小学生全体の肥満児の割合（女子）」、10ページ21の「高齢者のやせ型体型（男性）」、22の「カルシウム摂取を心がける女性」、23の「子どものカルシウム摂取を心がけている保護者の割合」の指標が目標値を達成しています。

ただし、カルシウム摂取については「骨粗しょう症検診受診者」が母数となっているため、実際には平成25年度の市民アンケートの数値が現実のものとなると考えております。

続いて11ページの1-4「正しい生活リズムを整え、1日3食しっかり食べ、不要な間食を控えます」では、4の「早寝早起きを心がける小学生」の割合が改善していました。

12ページの1-5「心身の健康維持・増進のため、バランスのとれた食事をする食生活を習慣づけます」ですが、2の「ゆっくり食事をするよう心がけている割合」6の「子どもの食事がバランスの良い食事をとれるよう心がけている保護者の割合」13ページ8の「食事の量や内容に気をつけて食べている割合」が目標値を達成しています。

14ページの基本方針2「知ろう・残そう私たちの食文化」では特に変化が見られませんでした。

15ページの基本方針3「身近で採れる食材の魅力や採れるまでを学んで地産地消や体験の仕組みづくり」においては、15ページの「農家開設型ふれあい農園の利用者数および農園数」「ふるさと産品の情報提供回数」が目標値を達成しています。また、16ページの「給食残菜率」「食べ残しを少なくするための工夫をしている割合」「谷津田の保全活用のための担い手やボランティア数」は目標値を達成しています。

17ページ4-1「食品表示の重要性や正しい知識を高め、活用していきます」では、「食中毒予防などのために期限や保存方法など食品表示を確認している」「購入時、安心して食品を購入するために食品表示を活用している人」「栄養成分表示を食生活に活用している」が目標値を達成しています。

以上で報告を終わります。

3本計画だった第1次計画ですが、第2次計画では1本に統合し推進してまいります。また、食育推進行動計画では、未把握、廃止の指標が多くありましたが、第2次計画ではないよう進行管理を行ってまいります。

第1次計画においては「意識」に関する項目は改善傾向にありましたが、「実践」に関する項目では改善傾向が見られませんでした。そのため、2次計画の推進期間では、健康づくり支援のための環境整備、実践につながる情報提供を含めた自主的な健康づくりの支援を行っていきたいと考えております。

以上で心も身体も健康プランと食育推進行動計画の平成26年度報告を終わります。

成廣会長

すでに終了したことの評価です。第2次計画が始まっていますが、一応目標達成できないところは、第2次計画でも改善していくということによろしいでしょうか。質問等がなければこの件に関しては終わります。

(3) 平成26年度事業報告及び平成27年度の新規事業について

事務局より、資料3「平成26・27年度の主な事業」に基づき説明した。

【主な内容】

平成26年度の主な事業等報告。

1. 第2次心も身体も健康プランの策定

市町村健康増進計画、市町村食育計画及び歯と口腔の健康づくり基本計画を総合的かつ計画的に推進するため、3つの計画を統合した「第2次心も身体も

健康プラン」を策定しました。計画期間は平成27年度から平成36年度の10年で、健康づくりに対する市民の自主的な取り組みを推進し、生活習慣及び食習慣の改善、健康寿命の延伸を目指していくものです。

なお、この計画は、母子保健計画策定指針に基づく市の母子保健計画を兼ねるものとしております。

2. 我孫子市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

病原性の高い新型インフルエンザ等が発生し、まん延する場合に備え、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、我孫子市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定を行い、平成26年6月より施行しております。

3. 我孫子市災害医療対策会議

災害発生時の医療救護活動の体制整備を図るため、災害医療コーディネーターの選任、災害時の医療に必要となる物品・インフラ、連絡・協力体制、トリアージ等、災害時の具体的対応について協議し、我孫子市災害時医療救護活動マニュアルの作成を行っております。

平成26年度は4回会議を実施いたしました。

4. 動画による健康教育

教室に参加できなくても、誰もが気軽に自分のあいている時間に健康づくりを体験する機会の提供を図り市民の健康寿命を延伸させるため、運動・栄養・歯と口腔など健康づくりに関することについてのDVDを作成し動画を配信しました。

平成26年度は、まちづくり協議会や地区社協医療機関、市内公共施設、市内医療機関に200枚配布しました。平成27年度は、平成26年度に在庫切れで配布できなかった一部医療機関、高齢者施設に配布した他、地域で活動しているサークル等にも配布予定です。

5. 予防接種事業

(1) 水痘（10月に定期接種化）

定期接種対象：生後12か月～生後36か月までの者（1～3歳未満）
平成26年度は、過去に接種を受けたことのない、生後36か月～60か月未満の幼児に対し国の経過措置として初回接種の機会が確保されました。

接種方法：3か月以上の間隔をおいて2回接種。経過措置者は1回接種。

接種者数：(法定接種者) 初回 9 6 2 人、追加：4 5 0 人
(経過措置者) 初回 3 5 5 人

※法定外予防接種(市独自事業)

市では、平成 2 6 年 9 月 3 0 日までに 1 回接種したことがある児が追加接種(1 回)を受けられるように、市独自事業を実施しました。平成 2 6 年 1 0 月～平成 2 7 年 3 月まで実施し、(接種者数は 5 2 6 人)でした。

(2) 高齢者肺炎球菌感染症(1 0 月に定期接種化)

接種対象：6 5 歳の者(平成 3 1 年度までは経過措置があります)。

6 0 歳以上 6 5 歳未満の者であって、心臓、腎臓、若しくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者

接種方法：1 回接種

接種者数：2, 9 8 4 人

※法定外予防接種(市独自事業)

市では、当該年度に 6 5 歳以上で、国が定める対象年齢以外の者で接種を希望する場合は、これは初めて接種を受ける者ですが、接種を受けられるよう市独自事業を実施しています。接種者数は 2, 1 1 5 人でした。

(3) 小児のインフルエンザワクチン予防接種費用助成(市独自事業)

保護者の経済的負担を軽減するとともに、流行時にインフルエンザ予防接種を受けることによって、発病予防・重症化予防及び集団感染の予防を図るため、小児のインフルエンザワクチン予防接種費用助成を千葉県内で初めて実施しました。

助成対象者：生後 6 か月～小学校 6 年生

助成額：1 回 1, 0 0 0 円(年度内 1 人 2 回まで)

助成件数：1 4, 1 3 0 件

6. 健康都市連合日本支部総会・大会

平成 2 6 年 7 月 2 9 日(火曜)から 3 0 日(水曜)の二日間、第 1 0 回健康都市連合日本支部総会・大会を我孫子市、柏市において開催しました。総会、大会では、3 4 自治体、3 団体から 2 日間で延べ約 9 0 0 人の行政関係者・市民団体等が参加しました。

平成 2 7 年度の新規事業等の説明。

1. 新型インフルエンザ等対策行動マニュアルの策定

目的、新型インフルエンザ等行動計画の策定を受け、より具体的な体制を整備するため新型インフルエンザ等対策行動マニュアルを策定します。特に新型

インフルエンザ発生時には、「特定接種」「住民接種」が行われることとされており、その実施を可能な限り円滑に行い、新型インフルエンザ発生時の混乱の回避及び健康被害の減少を図ります。

内容は、特定接種及び住民接種の実施体制（接種方法、接種会場、対象者への周知方法、接種スケジュール、医療従事者の確保、ワクチンの管理等）をマニュアルとして策定します。

2. 子育て包括支援センターの開設（開設日：平成27年4月1日）

目的は、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師が専門的な見地から相談支援事業等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築することです。

内容は、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応します。産後ケア事業の利用者等支援が必要な方には、支援プランを作成し、必要に応じて関係機関と連携します。

3. 産後ケア事業

目的は、家族等から十分な支援が得られず、心身の不調や育児に不安がある産後2か月未満の母子に対し、母体のケア、乳児ケア、育児相談など心身のケアや育児のサポート等の支援を行うことです。

事業の種類・内容等ですが、まず産後ショートステイと産後デイケア。これは個別とグループがあります。内容は母体ケア、乳児ケア、育児に関する指導、心身のケア、育児サポート等。実施方法は母子を医療機関等に宿泊または通所させ実施します。利用基準は7日以内です。自己負担額は1日3,000円、1,900円、1,200円です。

ママヘルプサービス、内容は家事支援、乳児ケア、育児サポート、相談等です。実施方法は訪問介護員等を自宅に派遣して実施します。利用基準は28日以内、1回につき1時間以上2時間以内。自己負担額は1時間500円となります。

4. ロタウイルスワクチン予防接種費用助成（市独自事業）

目的は、保護者の経済的負担を軽減するとともに、感染症予防、重症化予防のため、接種費用の一部助成を行うことです。

助成対象者・助成額等は、1価ロタウイルスワクチンについては生後6週～24週0日まで。助成額は3,000円。助成回数は2回まで。5価ロタウイ

ルスワクチンは生後6週～32週0日まで。助成額は2,000円。助成回数は3回まで、となります。

5. 食育だよりの発行

目的は、食への関心を持ち、正しい知識を得て、望ましい食生活をおくれるようにするためです。

内容は、食に関する情報を掲載する食育だよりを年4回、季刊として発行します。平成27年9月に創刊号を発行しました。健康づくり支援課が中心となって作成しますが、他に食育を行っている関係課と機関（学校教育課、保育課、農政課等）の協力も得て、市内全体の取組も紹介していく予定です。

平成27年度の主な事業等の説明。

1. 我孫子市災害医療対策会議

平成26年度から引き続き、5月27日、8月19日に会議を開催し、我孫子市災害時医療救護活動マニュアルの内容について協議を行いました。10月14日の会議においてマニュアル作成を終えるが、更に実効性のあるマニュアルとする為に毎年会議を開催して不断の見直しを行っていく予定です。

2. 小児のインフルエンザワクチン予防接種費用助成

これは金額が変更になっています。

平成26年10月から市の独自事業として、生後6か月から小学校6年生までを対象に、インフルエンザワクチン予防接種費用の助成を開始しました。平成27年度は、3価ワクチンから4価ワクチンへの変更に伴い、接種費用が全国的に値上がりするため、助成額1回1,000円から1,500円に変更し実施します。

3. 小学生へのフッ素洗口事業の導入

平成26年9月までに計5回の検討部会を開催しました。「我孫子市小・中学校におけるフッ化物応用等のむし歯予防対策検討部会報告書」で小学校にモデル校・モデル学年を設定し、モデル事業導入の提案がありました。次年度、湖北台東小学校に入学する児童を対象に、フッ素洗口事業のモデル実施を予定しています。

4. 健康づくり推進員及び食生活改善推進員

以後「推進員」とよびますが、その増員です。

27年5月に広報で新たな推進員の募集をし、6月に全4回の推進員養成講座を行いました。12名の応募者の中から7名が推進員に委嘱され、10月からは全体で35名の推進員で活動していきます。これまでの健康フェアから各地区の健康まつり、骨粗しょう症検診時の健康教育、栄養教室の開催などをしていきますが、人数の増員により活動をさらに発展させ、健康寿命の延伸、食育の推進に貢献することが期待できます。

成廣委員

新型インフルエンザ対策会議は開催しているのか。

谷次課長補佐

現在、課内で検討しておりまして、原案を作成している途中です。

今後、原案がまとまりましたら、医師会、歯科医師会の方、薬剤師会の皆様にご助言を仰ぐとともに学校や市内医療機関ともご相談しながら、今年度末を目標に策定していきたいと考えております。

(4) 第2次心も身体も健康プラン 検討事業について

事務局より、資料4 第2次心も身体も健康プラン検討事業内容の一覧について説明した。

【主な内容】

第2次心も身体も健康プラン検討事業の中で、施策1-3身体活動・運動では、「ウォーキング推進事業」、「階段利用促進事業」、「地域サークル等の情報の集約」をあげています。

1-4睡眠・心の休養では、「企業・会社等職場での啓発、睡眠による休養の情報提供」、「企業・会社等 職場での啓発、ストレスを解消するための情報提供」をあげています。

1-5たばこでは、「禁煙外来の助成」があがっています。

2-1-(1)食育では、「食育だよりの充実」、「ポスターやチラシ等による情報発信、市民が食に興味・関心を持つための情報の収集と提供」をあげています。

2-1-(3)食育では、「地域商店と連携した食品表示の推進、市民が食品表示や栄養成分表示等を活用できる環境の整備」をあげています。

続きまして、「地域商店と連携した食品表示の推進、我孫子産農産物をとる市民を増やすための情報提供の充実」をあげています。

3-(2) 歯と口腔では、「お口のクリーニング事業の導入の検討」3-(4)では、「市民歯科健診・親子歯科相談」をあげています。

第2次心も身体も健康プランの検討事業ではありませんが、歯と口腔の分野では我孫子市8020歯科健康診査の内容の充実について検討しています。平成27年度から第2次心も身体も健康プランが開始され、歯科保健では若い世代から歯と口腔の健康を維持することにより、高齢になっても歯を多く残し、生涯を通して自身の歯でおいしく食事をとり、心身の健康を保てるよう、市では歯と口腔の健康づくりの推進において60歳で24本以上の自分の歯を持つことを目標としています。そのため平成29年度より、現在行っている8020歯科健康診査を6024歯科健康診査と名称を変更し、内容を充実させていきたいと考えています。内容については歯科医師会と協議を行いながら検討していく予定です。

① ウォーキング推進事業

実施案は、ウォーキングマップ 成人用、子ども用の作成と配布です。マップ1枚終了ごとに、認定書を発行します。成人についてはウォーキングマスターを決定し、インタビューを実施します。ウォーキングの楽しみ方等を保健センターだよりやホームページ等で紹介していきます。子どもに関しては塗絵形式となっているため、提出されたマップを健康フェア等会場で掲示していきます。

② 階段利用促進事業

実施案は、公共施設および駅での階段利用を促進します。消費カロリーや、健康に関するキャッチコピー、キャラクター等を使用しながら階段側面に広告を貼り、市民の階段利用促進を図っていきます。エレベーターがある施設には、エレベーターの前にポスターを貼り啓発活動を行います。

③ 睡眠による休養の情報提供

④ ストレスを解消するための情報提供

実施案は、庁内職員に対し、庁内掲示板および資料の回覧による啓発を行います。商工会との連携・啓発では、市内スーパーや銀行、郵便局へのポスター掲示及びチラシ配架を依頼していきます。

⑤ 禁煙外来の助成

実施案は、20歳以上で禁煙外来治療における定められた治療過程が終

了した者に対して、健康保険の適用を受ける禁煙外来を受診した際の医療費及び禁煙補助薬に係る自己負担金の半額を助成します。1万円上限です。一般的な外来治療の自己負担額は12,000円～17,000円となっています。

飯田課長

これらの事業は全部大型の事業ではなく、大型の予算が必要な事業ではないのですが、28年度以降これら事業の中で準備の整ったものについて、委員のみなさんからの意見等いただきながら、政策的な事業として、予算に上げていきたいと考えております。

ただ、その中で必要性、費用対効果、市の財政等、企画部門と協議し、それで採択となれば今後実施していけると思います。

ウォーキング推進事業や階段利用促進事業については基本理念にもある「自ら取り組む、みんなで続ける健康づくり」の中で、健康づくりを行う上での行動を変えていく、健康づくりのためにちょっとした行動をすることです。厚生労働省もプラステンを推奨しています。

皆さんイメージとしてなかなか今思い浮かばないかと思いますが、保健センターの階段に試験的に階段を利用する上で、何歩昇れば何キロカロリー消費等の広告を貼っているのですが、今後、市役所の本庁舎でもやってみようと考えています。そしてそれに対する職員の反応、来庁者の反応を調査しながら進めたいと考えています。

ウォーキング推進事業については、今日モデル的なマップをお示しできればよかったのですが、うなぎさんの絵の塗り絵形式になっていて、歩いたら一部塗り、トータルで何キロ歩いたかわかるものです。実施市町村では歩いた距離によって日本全国横断等、楽しみながら歩く、それが習慣化されて健康づくりに資するという形です。

禁煙外来の助成については1次計画の時からも健康寿命の延伸であがってしまして、以前予算計上できないか、市の企画に上げたのですが、次期実施計画の中で再検討という結果でした。また再度挑戦したいと考えているので、禁煙外来が禁煙することの効果にどのくらいつながるのか等、後押ししていただけるようなご意見等いただけたら有難いと思います。

成廣会長

何かいい案があれば出してもらおう、ということでよろしいでしょうか。

飯田課長

ここでお詫びしたいのは、資料を事前にお配りして一度目を通していただき、ご意見をいただければよかったです。こちらについては先に説明したものと併せてお時間のあるときに、またこの会議のあとでもよいので、気づいたこと等ご意見いただければ有難いと思っています。

成廣会長

以上の報告について、質問、意見はありませんか。

議題（１）から（４）の全体を通して、質問、意見がないようであれば、次のその他に移ります。事務局より説明をお願いします。

その他 特定疾病療養者見舞金支給事業

特定疾病療養者見舞金支給事業について事務局より報告した。

【主な内容】

我孫子市では特定疾病療養者につきまして、見舞金の支給を行っていますが、この規則の一部を改正する予定がありますので、このことについてご報告します。資料の５に沿ってご説明します。

１．規則改正の背景

特定疾病というのは原因が不明で、治療方法が未確立、かつ病状が慢性にわたる病気をいう。この特定疾病に対する国の制度の改正の概要は、まず主旨は公平かつ安定的な制度の確立、難病や小児慢性特定疾病に関する調査及び研究の推進、療養環境の整備などを目的としています。そこで難病の患者に対する医療等に関する法律と児童福祉法の一部を改正する法律が平成２７年１月１日に施行されました。

改正点が、主に４つあります。

まず、指定難病における医療費の自己負担比率は、従来の３割から２割に引き下げられましたが、自己負担限度額は引き上げられました。また、外来と入院の区別がなくなりました。

次にここが眼目なのですけれども、指定難病が平成２７年１月１日に５６疾病から１１０疾病に、７月１日に１１０から最終的には３０６疾病に拡大されています。

３番目、小児慢性特定疾病は平成２７年１月１日に１１疾患群、細かく言いますと５１４疾病に、そこから１４疾患群、７０４疾病に対象が拡大されています。

次の4番目ですが一方対象が拡大された中で、対象から外された疾患が4つあります。それが、スモン、劇症肝炎、重症急性膵炎、プリオン病についてなのですが、この4疾病は指定から外されたのですが、県のほうで実施要綱を一部改正いたしまして、引き続き医療費軽減の対象としております。お手元の資料の2枚目、3枚目には指定難病の306疾病の一覧が50音順に掲載されていますものがありますが、後でご覧いただきたいと思えます。

我孫子市の見舞金制度の現状は、我孫子市特定疾病療養者見舞金支給規則が昭和57年4月1日に施行され、これに基づき実施しています。国・県からの財源はなく、市独自財源で実施しています。この見舞金の支給制度につきましては、全国的には昭和50年頃から始まったようですが、実施は全国一律ではなく、地域性があります。千葉県で申しますと、南部の小さな市町村は、実施していないところが多いようです。大きな市では千葉市が平成22年度に廃止しています。それから関東の近県ですと、山梨県等は全く行っていないという状況です。東葛地区に関しましては11市すべてで実施しています。

次に支給規則の目的です。一条ですが、特定疾病の療養者またはその保護者の闘病もしくは労苦に報いることを目的としています。

対象者は4条に定められています。千葉県特定医療費受給者証の交付を受けている者、これが52疾病。それから千葉県特定疾患医療受給者票又は特定疾患登録者証の交付を受けている者、これは4疾病です。それと千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けているもの、これが11疾患です。

我孫子市の支給額は、第6条に定められていまして、入院が月額5,000円、これは月15日以上入院を指します。それから通院が月額3,000円です。

予算規模ですが、26年度の決算額、3,121万2千円です。対象者が917人となっています。隣に書いてあります対象月は、入院が246月、通院の対象月が9,994月となっていますので、通院の方が圧倒的に多く、97.6パーセントくらいを占めています。今年度の予算規模に関しては3,390万円を予定しています。

申請から支給までの流れは、まず申請書を市に提出します。申請書には千葉県から交付されている受給者証等の必要書類を添付して提出することになっています。そして、登録のある市民から支給申請書を提出してもらう。それから決定通知書を交付し、見舞交付金を交付するという手続きになっています。

以上のような現状を踏まえてこれらの規則をどのように改正していくかということですが、3番にあげております。これは予算も絡んでおりますので、7月9日にまず市長協議を行いまして、近隣の動向も踏まえて以下のように方針を立てています。

方針といたしましては

一つ目、国の制度改正によって対象疾病を拡大する。

二つ目、市の財政状況に鑑み、予算額を増額せず支給額を変更し、現在の制度を維持する
ということです。

その変更点ですが、まず対象者の見直しということで、対象が拡大した指定難病306疾病、14疾患群に加えて、県の要綱の一部改正による4疾病についても対応できるように改正したいと思っています。また、これまで軽快者に対して県から交付されていた特定疾患登録者証が廃止されたことに伴い、軽快者を対象外とします。この軽快者は、平たく言いますと、通院も入院もしていない、自宅で療養している方です。このような方には、県からの登録者証が今年度から廃止されています。

次に、支給額の変更です。入院・通院と分かれていた支給額を一本化し、来年度から年1回の支給とする予定となっています。支給対象者は増加する見込みであることから、支給額を年額24,000円に減額する方針です。

3番目に受給資格の明確化ですが、基準日を1月1日としました。1月1日に我孫子市に住民登録されていて、居住していることを条件とし、受給資格を明確化しています。

以上の変更を平成28年度から行いたいと思います。当初は今年度の10月1日からの変更を行い、登録の受付を開始したいと考えていたのですが、予算に関わることは予算の可決以降でなければふさわしくないということで、平成28年の4月1日の公示を予定しております。

以上で報告を終わります。

成廣会長

この制度について、手帳を持っている人は認識しているのか。

谷次課長補佐

支給対象者に支給対象疾病拡大について、まだ具体的には広報していません。広報もできれば早く行いたいのですが、来年4月1日以降の広報やホームページでの周知になるかと思えます。

飯田課長

補足ですが、この制度については以前も事業仕分けにかかり、廃止を前提としたうえで考えられないかと総務課より確認され、健康づくり推進協議会でも

ご意見をいただいた経過があります。その中で廃止するのではなく、何とか継続できないかというご意見もいただきました。

近隣の東葛管内はみな廃止をせず続けていくが、他市も国や県からの補助金等がないため、疾病数が多くなると、財政負担が増大する一方なので、持続可能な制度にするために、我孫子と同じような考え方で金額については減額する中で継続していく状況になっています。

今後制度が確立しましたら、保健所さんでも疾病の登録手続き、更新も必ずありますので、そのときに合わせて周知にご協力いただいて、知らないという方がいない形にしていきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

事務局からの連絡事項

本日はお忙しい中長い時間にわたりまして、会議にご参加いただきまして、ありがとうございます。今後とも健康づくり推進のためにご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

次回の会議につきましては来年度の同時期に開催し、国、県の動向も踏まえまして新たな取り組み等の検討課題についてご審議いただきたいと思っております。ただ事案等によっては年度内に開催させていただくこともございますので、その際には改めてご連絡を差し上げたいと思っております。事務局からは以上です。

以上で全ての議題を終了し、平成27年度第1回健康づくり推進協議会を終了した。